

○四万十町行政評価条例

平成21年 3 月25日 条例第 2 号

改正

平成24年 3 月21日 条例第 6 号

平成30年 6 月15日 条例第13号

四万十町行政評価条例

(目的)

第 1 条 この条例は、四万十町まちづくり基本条例（平成22年四万十町条例第25号）（以下「まちづくり基本条例」という。）第23条に基づき、行政評価（以下「評価」という。）に関する基本的な事項を定め、効率的で効果的な行財政運営並びに職員の意識改革及び能力の向上を目指し、もって、政策形成過程への町民参画を進めることにより、町民との協働による透明で開かれた町政運営を図ることを目的とする。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 まちづくり基本条例第18条に基づく総合振興計画に規定する基本構想を実現するために町が目指す基本方針をいう。
- (2) 施策 政策を実現するための具体的な方策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための具体的な実行手段及び実施機関の行う事務をいう。
- (4) 行政評価 町が行う政策、施策及び事務事業について、一定の成果指標等を用いて客観的な検証を行うことをいう。
- (5) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

一部改正〔平成24年条例 6 号・30年13号〕

(評価の基本方針)

第 3 条 実施機関は、町民の行政需要及び町民生活への効果を把握し、これらを基礎として、必要性、有効性、効率性その他の観点から、適正な評価を実施するものとする。

- 2 実施機関は、評価の趣旨を十分認識するとともに、評価結果を施策の見直し及び事務事業の効率化に活用するとともに、町の政策に反映させるものとする。

3 実施機関は、評価に関する情報を随時公表し、その公平性の確保及び透明性の向上を図るものとする。

(職員の基本姿勢)

第4条 職員は、自ら意識改革及び政策形成能力の向上を図るように努めるとともに、評価結果に基づき、その所管する事業等の特性に応じ、目的及び手法等について必要な視点で見直すものとする。

(評価の対象)

第5条 評価の対象は、本町の政策、施策及び事務事業とする。

(評価の種類)

第6条 評価の種類は、事前評価及び事後評価とする。

2 事前評価は、新たに実施しようとする事務事業の必要性等について行う。

3 事後評価は、施策及び事務事業の必要性、有効性、効率性、達成度等について、当該年度が終了した後に行う。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(評価の実施)

第7条 評価は、内部評価及び外部評価とし、毎年度、実施するものとする。

2 内部評価は、実施機関が実施するものとする。

3 外部評価は、四万十町総合振興計画審議会条例（平成18年四万十町条例第209号）第1条に定める四万十町総合振興計画審議会が実施するものとする。

全部改正〔平成30年条例13号〕

(議会への報告)

第8条 町長は、評価を実施したときは、その結果を取りまとめ、速やかに議会に報告するものとする。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(評価結果の公表)

第9条 町長は、評価を実施したときは、その結果を取りまとめ、速やかに公表するものとする。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(町民の意見)

第10条 町民は、公表された事項について、町長に意見を述べることができる。

2 町長は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(評価結果の活用)

第11条 町長は、評価結果を、総合振興計画及び予算編成に反映させるとともに、施策の見直し及び事務事業の効率化に活用しなければならない。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成30年条例13号〕

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月15日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。